



最新マンスリーecoニュース&トピックス

・最近のニュース

廃棄物処理法政省令事項素案まとまるー財務体質の健全性が条件 場外保管の届け出300平方メートル以上が対象に2010.08.11/環境新聞

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会が8月3日に開かれ、廃棄物処理法改正に伴う政省令事項の素案が示された。新たに設けられる優良産業廃棄物処理業者の許可更新期間特例措置では、財務体質の健全性などが条件に盛り込まれた。また、中環審の意見具申にある通り、1の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は都道府県の許可で良いとする合理化を実施する方向。廃棄物を事業場外で保管する場合届け出が義務付けられるが、その対象は建設工事に伴い発生する産廃で、300平方メートル以上の保管場所で行う保管とした。

環境法改正情報

■エネルギーの使用の合理化に関する法律改正

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領及び特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する件」(平成22年 国土交通省告示第812号)が改正された。自動車製造事業者、自動車販売事業者及び特定改造自動車の購入者にとっては、一定の排出ガス性能及びエネルギー消費効率を有する車両総重量2.5t超3.5t以下のうち乗車定員11人以上の乗用自動車及び車両総重量2.5t超3.5t以下の貨物自動車の改造自動車についても、税の減免対象となるので、インパクトが大きい。

Ecobiz/ecolife エコBiz/エコライフ お得!?気になる!教えて!「省エネ助成金制度」 Series.2

省エネルギー助成金制度の各概要をお伝えすると共に、温暖化防止策として企業が各助成金制度を上手に活用してはみては。

▼金融上の助成措置

中小企業で、省エネルギー施設を設置するもの、省エネルギー設備を取得するリース・レンタル事業者、特定高エネルギー消費設備の導入を行うものは、その取得・導入資金の融資を受けることができる。また、石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置するものや、一般ガス事業者で石油代替エネルギーを供給するのは、その設備導入費の融資を受けることができる。一般ガス事業者がガス事業の近代化、または保安の確保のために設備を導入する場合も対象となる。融資限度は直接貸付で7億2千万円、代理貸し付けで1億2千万円。融資利率は制度によって異なるため、確認が必要。融資期間は15年以内(据置期間2年以上)。

▼エネ革税制

省エネルギー設備等を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択し税制優遇が受けられる。(1)中小企業者に限り、準取得評価額(計算基礎となる価額)の7%相当額の税額

控除。但し、その税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合にはその20%相当額が限度となる。(2)普通償却に加えて基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却。

但し、平成21

営業に役立つ【ESCO(エスコ)事業】環境用語と豆知識

工場やビル省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。また、ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ること特徴となっている。温暖化対策にも寄与する新しい環境産業として注目を浴びている。

金融上の助成措置
中小企業の方が、省エネルギー設備を導入する際の金融上の優遇制度

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(略称:エネ革税制)
青色申告書を提出する法人又は個人が、対象設備を取得し、かつ、1年以内に事業の用に供した場合に、特別償却又は法人税額(又は所得税額)の特別控除が出来る制度

年4月1日より平成23年3月31日までの間に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却ができる。

走れ! Try for tomorrow
「明日の地球の為に、今できること」
エコ エイトマン

思いを大切にする当社のエイトマン。今後6回に渡り各部署を紹介。



■営業部

営業部は、約3000社余りのお取引を通じ、お客様の多種多様なご要望に最大限にお答え出来る様、迅速且つ正確な対応を常時より心がけています。東京の世田谷を拠点とし、都内近郊より関東地区全域と広域にわたる活動は、他社とは異なる当社ならではの「お客様の立場にたった充実したサービス」をモットーとして、既存のお客様のよりいっそうの信頼を得る事は勿論のこと、新規のお客様につきましても新たなご提案が出来るよう、部員一同が一丸となり活動を展開しています。

罰則と判例

産廃処理業2社に許可取り消し処分2010.08.20産経新聞

都は8月19日、廃棄物処理法に違反したとして、産業廃棄物処理業者2社に対し、許可を取り消す行政処分を下した。都によると、本社・群馬県伊勢崎市にある業者は平成21年2月、前橋市内のレストランなどから出た廃油を回収し、下水道に不法投棄したとしている。都は、前橋市からの通知で許可を取り消した。